

Q 1 米国C S I Sホームページに日本政府がドナーになっていることが掲載されている。

この10年間における日本政府の資金提供額の推移（実績額）を明らかにされたい。

また、日本政府がドナー提供ができる法令・条約上の根拠を明らかにされたい。

Government Donors

For an explanation of support categories view the Program Area page
<<http://csis.org/support-csis/our-donors/program-area>>.

Contributions \$500,000 and up

Donor	Program Area
-------	--------------

Japan	EE < http://csis.org/support-csis/our-donors/program-area#ee >, ET < http://csis.org/support-csis/our-donors/program-area#et >, RS < http://csis.org/support-csis/our-donors/program-area#rs >
-------	---

Q 2 2019年度当初予算（外務省所管）で米国C S I Sのドナーを計上している場合、

予算の種別（一般会計、特別会計等の区別）、項（名称・コード番号）・事項（名称・コード番号）・目の区分（名称・コード番号）、要求額（千円）、歳出予算各目明細書（平成31年度外務省所管）の該当ページ

を明らかにされたい。 ■

Q 1について

外務省から戦略国際問題研究所（C S I S）に対する過去の支出額は以下のとおり。本件支出は、外務省設置法第4条7号、同第15号等に定められた事務を遂行するために行われたものである。

注）会計文書の保存期間が5年とされているところ、平成25年度以降のみ記載。

平成25年度	¥7,778,848
平成26年度	¥8,875,500
平成27年度	¥34,323,520
平成28年度	¥83,060,520
平成29年度	¥79,681,800
平成30年度	¥85,698,928

Q 2について

外務省の2019年度当初予算案において、現時点でのCSISへの支出が決定されている又はC S I Sへの支出が前提となっている項目はない。

（参考）外務省設置法第4条

外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
第7号

国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査にすること。

第15号

海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置にすること。